

総務局八丈支庁会計年度任用職員（専門職）（生活困窮者自立支援員）募集要項

項目	内 容
職名	総務局八丈支庁会計年度任用職員（専門職）（生活困窮者自立支援員）
任用根拠	地方公務員法第22条の2第1項第1号
任用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで ※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、4回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。なお、 <u>期間を定めた任用であり、令和9年4月1日以降の任用を保障するものではありません。</u>
勤務職場	総務局八丈支庁総務課（八丈町大賀郷2466-2）
募集人員	1名
職務内容	・生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援等に関する業務 ・上記業務に伴うパソコン入力、窓口対応、電話対応、その他関係事務 ・総務課福祉担当の事務補助（電話受付、窓口受付、医療券、介護券発送業務等）
応募資格・求められる能力	普通自動車免許を所有しており、生活困窮者に対する支援に熱意のある方
勤務日数	年間192日（概ね月16日勤務。原則として、土曜日、日曜日及び祝日は除く。）
勤務時間	原則8時30分から17時15分まで
休憩時間	12時00分から13時00分まで
休暇等	（有給） 年次有給休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇 （無給） 病気休暇、妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護休暇、健康管理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、子育て部分休暇、育児休業、部分休業 ※ 一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与 ※ 病気休暇は勤務日数に応じた上限の範囲内で有給の取扱いとなります、上限到達後の取得は無給の取扱いとなります。
報酬額	月額 201,600円（改定される場合あり） 通勤手当相当額を別途支給（一定の要件を満たす場合。上限150,000円/月） ※ 原則として月の1日から末日までの期間分を当月の15日に口座振込により支給 ※ 一定の要件を満たす場合、期末手当、勤勉手当を支給 ※ 年度途中で報酬等が増額又は減額改定される場合あり
社会保険	共済組合、厚生年金保険、雇用保険等の加入有
その他条件	自宅通勤が可能であること。 ※職員住宅の用意ができません。現住所から通勤可能であること又は御自身で住居を確保できることが応募の条件です。 ※着任経費：引越しや配送にかかる経費は支払わない。また、解任時にも支払わない。

応募方法	<p>「会計年度任用職員申込書」を作成し、下記問合せ先まで持参もしくは郵送（簡易書留）してください。</p> <p>募集期間：令和8年1月22日（木）から令和8年2月3日（火）まで（書類必着）</p> <p>※ <u>申込書類は、選考及び採否の連絡等、採用に関連する業務のみに使用し、他の目的には使用しません。なお、申込書類は返却しませんので、あらかじめ御了承ください。</u></p>
選考方法	<p>第1次選考：提出資料による書類選考を実施</p> <p>第2次選考：八丈支庁において面接を実施</p> <p>※ <u>第1次選考合格者には電話及びメールにて、2次選考日時と合わせてご連絡いたします。</u></p>
問い合わせ	<p>八丈支庁総務課福祉担当 電話 04996-2-1112</p> <p>〒100-1492 東京都八丈島八丈町大賀郷 2466-2</p> <p>※ <u>お問い合わせは、平日の午前9時から午後5時までにお願いします。</u></p>

○上記については、制度改正等に伴い変更となる場合があります。